

令和8年（2026年）9月

平塚市議会定例会議案（2）

議 案 目 次

ページ

認 第 1 号	決算の認定について 〔令和7年度平塚市一般会計・特別会計決算〕	1
認 第 2 号	決算の認定について 〔令和7年度平塚市病院事業決算〕	3
認 第 3 号	決算の認定について 〔令和7年度平塚市下水道事業決算〕	5
報告第 9 号	継続費の精算報告について	7
報告第10号	健全化判断比率について	11
報告第11号	公営企業の資金不足比率について	15
報告第12号	専決処分の報告について	19
議案第59号	平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	25
議案第60号	平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	27
議案第61号	平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	29
議案第62号	平塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める条例	33
議案第63号	平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	35
議案第64号	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	37

議案第 6 5 号	平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 6 6 号	平塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	4 3
議案第 6 7 号	平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4 5
議案第 6 8 号	地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	4 7
議案第 6 9 号	平塚市保育所設置条例の一部を改正する条例	4 9
議案第 7 0 号	平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	5 1
議案第 7 1 号	平塚市景観条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について 〔平塚総合体育館第 2 体育室空調設備設置工事〕	5 5
議案第 7 3 号	工事請負変更契約の締結について 〔松原公民館大規模改修工事（建築）〕	5 7
議案第 7 4 号	工事請負変更契約の締結について 〔金田公民館大規模改修工事（建築）〕	5 9
議案第 7 5 号	製造請負契約の締結について 〔消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備〕	6 1
議案第 7 6 号	物品購入契約の締結について	6 3
議案第 7 7 号	物品購入契約の締結について	6 5
議案第 7 8 号	損害の賠償について	6 7
議案第 7 9 号	市道路線の廃止について	7 1

議案第 8 0 号	市道路線の認定について	7 5
議案第 8 1 号	利益の処分について	7 9
議案第 8 2 号	令和 8 年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第 8 3 号	同 競輪事業特別会計補正予算	別冊
議案第 8 4 号	同 水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算	別冊
議案第 8 5 号	同 介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第 8 6 号	同 病院事業会計補正予算	別冊

認第1号

次に掲げる決算については、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

令和7年度平塚市一般会計歳入歳出決算

同 競輪事業特別会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 水産物地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算

同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認第2号

令和7年度平塚市病院事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

認第3号

令和7年度平塚市下水道事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

継続費の精算報告について

令和7年度平塚市一般会計決算、同競輪事業特別会計決算及び同下水道事業決算において、継続費に係る継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

令和7年度平塚市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	会 体 計 画 内 訳				実 績				比 較				
				左 の 財 源 内 訳		支出額	支出済額	左 の 財 源 内 訳		支出額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳		支出額と 支出済額の差			
				特定 国県支出金	特定財源 地方債			特定財源 地方債	特定財源 その他		特定財源 その他					
3	民生	社会福祉費 びわく少年の家 魅力アップ事業	6	17,829,000	0	0	17,829,000	0	16,430,000	0	1,399,000	0	0	0	1,399,000	0
			7	23,267,000	0	0	23,267,000	0	24,666,000	0	2,866,000	0	△ 1,399,000	0	△ 1,399,000	0
			計	41,096,000	0	0	41,096,000	0	41,096,000	0	41,096,000	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	社会	福祉・夜間救急 医療推進事業 (空調機修繕)	7	197,930,000	0	174,100,000	19,830,000	197,930,000	0	178,100,000	0	15,830,000	0	0	0	0
			計	197,930,000	0	174,100,000	19,830,000	197,930,000	0	178,100,000	0	15,830,000	0	0	0	0
			5	14,876,000	980,000	0	14,876,000	0	2,378,000	1,339,000	0	1,637,000	0	0	0	0
			6	143,190,000	64,435,000	78,700,000	655,000	156,127,000	64,407,000	16,692,000	74,000,000	28,000	4,100,000	△ 16,037,000	△ 28,000	
10	教育	教育総務費 市営中級上宿舎 児童養育事業	7	623,590,000	279,720,000	343,700,000	170,000	623,590,000	279,720,000	343,700,000	170,000	0	0	0	0	0
			計	791,756,000	345,455,000	441,800,000	14,901,000	781,693,000	345,466,000	417,700,000	25,000	4,100,000	△ 3,598,000	△ 28,000		
			6	306,801,000	8,622,000	287,500,000	6,679,000	236,510,000	23,571,000	191,600,000	0	68,291,000	△ 14,949,000	95,900,000	△ 11,660,000	0
			7	294,745,000	22,561,000	244,900,000	27,284,000	358,913,400	22,561,000	302,600,000	0	△ 64,168,400	0	△ 57,700,000	△ 6,468,400	0
10	教育	地区公民館 管理運営事業 (公民館 収修費委託)	計	600,546,000	31,183,000	532,400,000	36,961,000	595,423,400	46,132,000	55,091,400	0	5,226,600	△ 14,949,000	38,200,000	△ 16,128,400	0
			5	6,424,000	0	0	6,424,000	0	6,320,000	2,037,000	0	4,283,000	0	6,424,000	△ 2,037,000	△ 4,283,000
			6	14,674,000	0	0	14,674,000	0	0	0	0	14,674,000	0	0	14,674,000	0
			7	0	0	0	0	14,778,000	0	0	0	△ 14,778,000	0	0	△ 14,778,000	0
10	教育	美術館収修事業 (設計委託)	計	21,098,000	0	0	21,098,000	0	21,098,000	2,037,000	0	120,000	0	6,320,000	△ 4,283,000	0
			6	89,320,000	0	80,500,000	8,820,000	89,400,000	0	53,500,000	35,630,000	0	26,700,000	△ 26,580,000	0	
			7	208,880,000	0	187,900,000	20,980,000	209,000,000	0	125,900,000	2,000,000	62,100,000	△ 120,000	△ 20,000	△ 62,100,000	
			計	298,400,000	0	268,400,000	30,000,000	298,400,000	0	179,700,000	56,600,000	62,100,000	△ 20,000	△ 26,600,000	△ 62,100,000	

令和7年度平塚市競輪事業特別会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				実 績				比 較			
				年間総	左 の 財 源 内 訳			支出総額	左 の 財 源 内 訳			支出総額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	帳外			特定財源	帳外			特定財源	帳外	
						国庫支出金	地方債			国庫支出金	地方債			国庫支出金	地方債
1	競輪事業費	海外周回投票所整備事業(基本計画並定委託)	6	3,900,000	0	3,900,000	0	3,900,000	0	3,900,000	0	3,900,000	0	0	0
			7	8,090,000	0	8,090,000	0	8,090,000	0	8,090,000	0	8,090,000	0	0	0
			計	11,990,000	0	11,990,000	0	11,990,000	0	11,990,000	0	11,990,000	0	0	0

令和7年度平塚市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				実 績				比 較									
				左 の 財 源 内 訳		支出額	支出額	左 の 財 源 内 訳		支出額	支出額	左 の 財 源 内 訳		支出額	支出額						
				特定財源	帳外			特定財源	帳外			特定財源	帳外								
				国庫支出金	企業債			国庫支出金	企業債			国庫支出金	企業債								
1	公共下水道整備事業(雨水排水施設等)	公共下水道整備事業(雨水排水施設等)	6	15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0	2,400,000	0						
			7	50,316,000	0	50,316,000	0	50,316,000	0	50,316,000	0	50,316,000	0	8,299,800	0						
			計	65,316,000	0	65,316,000	0	65,316,000	0	65,316,000	0	65,316,000	0	10,699,800	0						

健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

比 率 区 分	本市の比率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.25%
連結実質赤字比率	—	16.25%
実質公債費比率	5.1%	25.0%
将来負担比率	20.6%	350.0%

備 考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第11号

公営企業の資金不足比率について

公営企業の資金不足比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

令和7年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	
水産物地方卸売市場事業 特別会計	—	

備 考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、平成 11 年 2 月 22 日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 12 日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年9月8日（月）午前9時5分頃、相手方の運転する車両が、平塚市田村八丁目21番34号付近の市道を走行中、対向車を避けるため左側に寄ったところ、道路左側に生えていた樹木が接触し、相手方車両の左側フロントバンパーを損傷させたものです。

これは、市道の管理が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害のうち、市の過失責任分を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 17,635円

3 賠償の相手方

平塚市大神 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市大神 [REDACTED] [REDACTED]
に支払う。

平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の8の2第1項前段に規定する条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項、第46条第2項及び第82条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び特定地域型保育事業（法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準等を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）で定める基準のとおりとする。

（罰則）

第3条 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納付の期限は、その納入通知書を発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克宏

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項前段に規定する条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準令」という。）で定める基準のとおりとする。

（家庭的保育事業に係る設備の基準）

第3条 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）は、基準令第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所を実施するものとする。

- （1） 基準令第22条第1号から第6号までに掲げる要件
- （2） 乳幼児の保育を行う専用の部屋（以下「乳幼児専用部屋」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、乳幼児専用部屋を3階以上に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児専用部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造（以下「耐火構造」という。）の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳幼児専用部屋が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号

		及び第10号を満たすものとする。)
		2 耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳幼児専用部屋の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 家庭的保育事業の調理設備（次のいずれかの要件に該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と家庭的保育事業の調理設備の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 乳幼児専用部屋その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 乳幼児専用部屋その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 乳幼児専用部屋のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克宏

平塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める条例

平塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める条例（令和7年条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項及び法第82条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準等を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準のとおりとする。

（罰則）

第3条 正当な理由なしに、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納付の期限は、その納入通知書を発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項前段に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

条例の一部を改正する条例

第1条 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項を削り、同表の3の項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは」を削り、「（以下「障害者関係情報」という。）」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報」に、「国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、「「重度障害者医療費助成関係情報」という。）」の次に「、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を加え、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の5の項を同表の4の項とし、同表の6の項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同項を同表の5の項とし、同表の7の項を同表の6の項とし、同表の8の項を削り、同表の9の項中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の7の項とし、同表の10の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の11の項から17の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の18の項中「、児童手当法による児童手当の支給に関する

情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業に関する情報」を削り、「、母子保健法による養育医療の給付若しくは費用の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報」を「、知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」に、「国民年金関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に、「又は重度障害者医療費助成関係情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する情報、重度障害者医療費助成関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の16の項とし、同表の19の項を同表の17の項とする。

別表第3の1の項中「、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給」を削る。

第2条 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市の機関は、番号利用法別表の各項の下欄に掲げる事務（番号利用法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（本市の事務を処理するために利用する電子情報処理組織の機能であって住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市の事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するための固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）のうち当該機関が保有するものを利用することができる。

5 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報のうち当該機関が保有するものを利用することができる。

別表第1に次の1項を加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の2の項中「進学・就職準備給付金の支給、」を「進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、」に、「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）」に改め、同表の16の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は健康増進事業関係情報」に改め、同表に次の1項を加える。

18 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------------	-----------------------------------

別表第3の4の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年12月1日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例

平塚市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

平塚市立小学校 及び中学校適正 規模等基本方針 検討委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配 置に係る基本方針について調査審議す ること。	10 人以 内
--	--	------------

」

を

「

平塚市未来の礎 を築く学校づく り推進委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配 置の推進による教育環境の充実につい て調査審議すること。	10 人以 内
------------------------------	--	------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市立小学校及び中学校適正規 模等基本方針検討委員会委員

」

を

「

未来の礎を築く学校づくり推
進委員会委員

に改める。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

平塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

平塚市認可地縁団体印鑑条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第25条の規定は、令和8年4月1日以後に同条第1項各号に掲げる作業又は業務に従事した職員から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、新条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項中「平塚市御殿一丁目33番35号 亀井ハイツ101」を「平塚市馬入本町1番10号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市保育所設置条例の一部を改正する条例

平塚市保育所設置条例（平成 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「平塚市夕陽ヶ丘 10 番 7 号」を「平塚市夕陽ヶ丘 66 番 25 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「第9条の3の3第2項前段」を「第9条の3の3第3項前段」に、「に規定する調査（同条第3項）」を「又は第2項に規定する調査（同条第4項又は第5項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市景観条例の一部を改正する条例

平塚市景観条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

第18条第2項第1号中「第16条第7項各号」を「第16条第8項各号」に改める。

第22条中「第4項」を「第5項」に改める。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「（以下「施行日」という。）」を削り、同項の項番号を削る。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

工事請負契約の締結について

平塚総合体育館第2体育室空調設備設置工事につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

- 1 契 約 金 額 187,352,000円
- 2 契約の相手方 扶桑工業株式会社
 平塚市中原三丁目19番27号
 代表取締役 中野 研一

工事請負変更契約の締結について

松原公民館大規模改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 1 契 約 金 額 | 変更前 | 262,900,000円 |
| | 変更後 | 264,240,000円 |
| 2 契約の相手方 | 西山建設株式会社 | |
| | 平塚市代官町22番6号 | |
| | 代表取締役 西山 厚 | |

工事請負変更契約の締結について

金田公民館大規模改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 1 契 約 金 額 | 変更前 | 258,500,000円 |
| | 変更後 | 260,040,000円 |
| 2 契約の相手方 | 西山建設株式会社 | |
| | 平塚市代官町22番6号 | |
| | 代表取締役 西山 厚 | |

製造請負契約の締結について

消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の更新につき、次のとおり製造請負契約を締結するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | |
|-----------|--|
| 1 契 約 金 額 | 1, 5 7 8, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 2 契約の相手方 | NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズタ
ワーC棟
支店長 太田 亮 |

物品購入契約の締結について

書籍の購入につき、次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名及び数量 | 『やさしいリトアニア ー子どものための小百科ー』
4, 200冊 |
| 2 | 契約金額 | 33,065,340円 |
| 3 | 契約の相手方 | 株式会社かまくら春秋社
鎌倉市小町二丁目14番7号
代表取締役 伊藤 玄二郎 |

物品購入契約の締結について

書籍の購入につき、次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和 8 年 8 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- 1 品名及び数量 『JAPONIJA MAŽOJI ENCIKLOPEDIJA』
 3, 300 冊
- 2 契 約 金 額 26, 934, 600 円
- 3 契約の相手方 株式会社かまくら春秋社
 鎌倉市小町二丁目14番7号
 代表取締役 伊藤 玄二郎

議案第78号

損害の賠償について

本市は、別紙のとおり医療事故に対する損害を賠償するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

胃瘻造設手術のために平塚市民病院に入院していた相手方の親族が、院内の病歴等に関する情報の管理体制が不十分であったため、治療の経過において高血糖を引き起こし、令和6年7月10日（水）午前11時20分に一時的な心停止に至ったものです。

これは、院内における情報管理の不備が原因であり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金 701,700円

3 賠償の相手方

足柄下郡箱根町湯本

4 支払方法

賠償金は、足柄下郡箱根町湯本 に支払う。

議案第79号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を廃止するものとする。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合 克 宏

別紙

令和8年9月 市道路線廃止調書

1 一般市道

路線名	起点・終点	備考
出縄39号線	出縄字額山293地先	
	出縄字額山302地先	
新田10号線	馬入字大道下2311番2地先	
	馬入字大道下2188番2地先	

議案第 80 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和 8 年 8 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 一般市道

路線名	起点・終点	備考
平塚111号線	平塚五丁目777番8地先	
	平塚五丁目777番5地先	
上平塚23号線	上平塚130番6地先	
	上平塚130番13地先	
西真土63号線	西真土一丁目425番5地先	
	西真土一丁目425番1地先	
御殿104号線	御殿四丁目1281番39地先	
	御殿四丁目1281番21地先	
田村146号線	田村六丁目1526番3地先	
	田村六丁目1527番5地先	
小鍋島38号線	小鍋島字塚越294番5地先	
	小鍋島字塚越897番24地先	
万田82号線	万田二丁目384番32地先	
	万田二丁目441番40地先	
河内66号線	河内二丁目83番12地先	
	河内二丁目83番9地先	
纏80号線	纏一丁目415番1地先	
	纏一丁目415番7地先	
出縄39号線	出縄字額田293番8地先	
	出縄字額田292番8地先	
南金目87号線	南金目字柳町1098番19地先	
	南金目字柳町1098番18地先	
北金目145号線	北金目三丁目1213番11地先	
	北金目三丁目1213番6地先	
新田10号線	馬入字大道下2311番2地先	
	馬入字中島境2153番3地先	
新田14号線	馬入字大道下2188番2地先	
	馬入字中島境2185番3地先	
新田15号線	馬入字中島境2184番地先	
	須賀字下彦右衛門新田2765番1地先	

議案第81号

利益の処分について

令和7年度平塚市下水道事業決算に係る利益を別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和 7 年度平塚市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	29,768,898,306	3,948,700,860	316,951,777
議会の議決による処分額	138,600,731	0	△ 316,951,777
減債積立金の積立	0	0	△ 78,351,046
建設改良積立金の積立	0	0	△ 100,000,000
資本金への組入	138,600,731	0	△ 138,600,731
処分後残高	29,907,499,037	3,948,700,860	(繰越利益剰余金) 0

(注) △の表示は、減少を示す。